

委員長職務代理者の指定について

議事運営のため、次期委員長職務代理者の指定を求める。

2013年(平成25年)4月11日提出

藤沢市教育委員会

委員長 赤見 恵 司

任 期

2013年(平成25年)5月1日から2014年(平成26年)4月30日まで

提案理由

藤沢市教育委員会委員長職務代理者が2013年(平成25年)4月30日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定に基づき、次期委員長職務代理者の指定を求める。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

(委員長)

第12条 教育委員会は、委員(第16条第2項の規定により教育長に任命された委員を除く。)のうちから、委員長を選挙しなければならない。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。